

第 6 期 三田市障害福祉計画

第 2 期 三田市障害児福祉計画

令和3年 月

(素案)

三田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
第2章 成果目標の設定	3
1 第6期障害福祉計画の成果目標	3
2 第2期障害児福祉計画の成果目標	7
第3章 障害福祉サービス等の見込量	9
1 障害福祉サービスの見込量	9
2 障害児福祉サービスの見込量	18
3 地域生活支援事業の見込量	21
第4章 計画の推進に向けて	27
1 障害福祉サービス等の円滑な提供	27
2 計画の推進体制と進行管理	28

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「第5次三田市障害者福祉基本計画」、「第5期三田市障害福祉計画・第1期三田市障害児福祉計画」を策定し、計画的なサービスの提供、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。特に相談支援体制や障害のある人の就労支援体制の充実を進めてきたところです。

また、平成29年4月には手話が言語であるという認識に基づき、聴覚障害のある人への理解を広めることなどを目的として、「三田市みんなの手話言語条例」を施行。平成30年7月には「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」（三田市障害者共生条例）を制定し、障害のある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障害者差別に関する相談への対応、障害者差別を解消するための取り組みなどを進めています。

今回策定する「第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画」は、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたり『みんなでつくる「ともに暮らし、ともに輝くまち」さんだ』の実現を目指す「第5次三田市障害者福祉基本計画」の基本理念を継承し、だれもが地域でいきいきと安心して暮らせる共生のまちづくりに向けて取り組んでいきます。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めるもので、「障害者福祉基本計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもので、本市では障害福祉計画と一体的に策定しました。

(2) 計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3年度から令和5年度までの3年間となります。また、計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

◆「障害者福祉基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
障害者福祉 基本計画	第4次						第5次障害者福祉基本計画						第6次		
障害 福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期障害福祉計画			第7期			
障害児 福祉計画							第1期			第2期障害児福祉計画			第3期		

第2章 成果目標の設定

国が令和2年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

1 第6期障害福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	目 標	備 考
令和5年度末までの地域移行者数	6人	<u>国の考え方</u> ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域移行する <u>三田市における設定方法</u> ・令和元年度末時点の施設入所者数 $87人 \times 6\% = 5.22 \leq 6人$
令和5年度末の施設入所者数	85人	<u>国の考え方</u> ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する <u>三田市における設定方法</u> ・令和元年度末時点の施設入所者数 $87人 \times 98.4\% = 85.6 \geq 85人$

障害者福祉基本計画の主な施策

- 生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備検討、地域生活支援拠点の検討など

(2) 精神障害者を地域全体で支える体制の構築※1

区 分	目 標	備 考
関係機関による協議の場の設置	設置	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに市町村（又は各圏域）に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する <u>三田市における設定方法</u> ・国の方針に従い、保健・医療・教育・雇用・福祉関係者による協議の場の設置に取り組む

※1 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などと重層的な連携による支援体制。

障害者福祉基本計画の主な施策

○地域医療との連携体制の整備検討など

(3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備 ※2	面的体制整備 ※3	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に整備する <u>三田市における設定方法</u> ・国の方針に従い、面的体制整備に取り組む。（5機能のうち①相談 ②緊急時の受け入れ・対応の2機能は整備済）※4
運用状況の検証・検討	実施	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までの間に、機能充実のため年1回以上運用状況を検証・検討する <u>三田市における設定方法</u> ・国の方針に従い、地域自立支援協議会において、年1回以上運用状況を検証・検討する

※2 地域生活支援拠点等とは、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの。

※3 地域における複数の機関が分担して機能を担うもの。

※4 地域生活支援拠点等の5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）

障害者福祉基本計画の主な施策

○地域生活支援拠点の検討など

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
令和5年度中の一般就労への移行者数	20人	<u>国の考え方</u> ・福祉施設からの一般就労者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする <u>三田市における設定方法</u> ・令和元年度の一般就労への移行者数 $15人 \times 1.27倍 = 19.05 \leq 20人$
令和5年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	13人	<u>国の考え方</u> ・就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.3倍以上とする <u>三田市における設定方法</u> ・令和元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数 $10人 \times 1.3倍 = 13人$
令和5年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	2人	<u>国の考え方</u> ・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする <u>三田市における設定方法</u> ・令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 $1人 \times 1.26倍 = 1.26 \leq 2人$
令和5年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	5人	<u>国の考え方</u> ・就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする <u>三田市における設定方法</u> ・令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 $4人 \times 1.23倍 = 4.92 \leq 5人$
令和5年度における就労支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	14人	<u>国の考え方</u> ・令和5年度における就労支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する <u>三田市における設定方法</u> ・就労支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業の利用者数 $20人 \times 70\% = 14人$
令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	<u>国の考え方</u> ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする <u>三田市における設定方法</u> ・就労支援事業所（令和2年度2施設）のうち、就労定着率が8割以上の事業所数

障害者福祉基本計画の主な施策

- 障害者雇用に関する啓発・制度の周知、各種実習先の確保と活用、合同面接会の開催、日中活動系サービスなど

(5) 相談支援体制の充実・強化等

区 分	目 標	備 考
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する <u>三田市における設定方法</u> ・三田市障害者総合相談窓口「きいてネット※1」や児童発達支援センター等を中心に、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行う
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	12件	<u>相談支援体制の充実・強化等に関する指標</u> ・障害者基幹相談支援センターでの年間実施件数
相談支援事業者の人材育成の支援	4件	
相談機関との連携強化の取り組みの実施	37回	

※1 市にお住まいの身体 知的 精神障害 難病患者など、全ての障害のある人やその家族、支援者、相談支援事業所の職員などを対象とした総合相談窓口（障害者生活支援センター、精神障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者就業支援センター）を設置

障害者福祉基本計画の主な施策

- 障害者総合相談窓口の運営、サービス等利用計画相談支援事業など

2 第2期障害児福祉計画の成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

区 分	目 標	備 考
児童発達支援センターの設置	1 か所以上	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する <u>三田市における設定方法</u> ・本市は設置済（市内に1か所設置済）
保育所等訪問支援事業の実施	実施	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する <u>三田市における設定方法</u> ・本市は実施済

障害者福祉基本計画の主な施策

○障害児療育センターの運営、障害児通所支援など

(2) 医療的ニーズへの対応

区 分	目 標	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも1か所以上確保する <u>三田市における設定方法</u> ・国の方向性に従い、確保に取り組む
関係機関による連携・協議の場の設置	設置	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置する <u>三田市における設定方法</u> ・国の方向性に従い、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に取り組む
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する <u>三田市における設定方法</u> ・国の方向性に従い、コーディネーター（相談支援専門員等）を配置する

障害者福祉基本計画の主な施策

- 障害の早期発見と療育体制、障害児通所支援、障害児療育センターの運営、特別支援教育等の推進など

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	88	92	96	100
	量の見込 [時間/月]	2,168	2,300	2,346	2,393

②重度訪問介護

重度の肢体不自由か重度の行動障害を有する人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求め、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	10	10	10	11
	量の見込 [時間/月]	2,861	3,020	3,048	3,146

③同行援護

移動に著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求め、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
同行援護	利用者数 [人/月]	21	21	22	23
	量の見込 [時間/月]	434	483	506	529

④行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や、外出時における移動支援等を行います。

これまでの利用状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
行動援護	利用者数 [人/月]	3	2	2	3
	量の見込 [時間/月]	27	26	26	33

(2) 短期入所・日中活動系サービス

①短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
短期入所	利用者数 [人/月]	52	63	63	62
	量の見込 [人日/月]	349	404	404	391

②生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	利用者数 [人/月]	166	171	177	183
	量の見込 [人日/月]	3,088	3,164	3,275	3,386

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
機能訓練	利用者数 [人/月]	1	2	2	2
	量の見込 [人日/月]	21	40	40	40
生活訓練	利用者数 [人/月]	11	13	13	13
	量の見込 [人日/月]	172	198	198	198

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、成果目標との整合を図りつつ、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	20	21	22	23
	量の見込 [人日/月]	318	336	352	368

⑤就労継続支援（A・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型があります。

A型については、近年の利用状況から変動を勘案して、サービス見込量を算出しています。

B型については、平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
就労継続支援A型	利用者数 [人/月]	17	17	17	18
	量の見込 [人日/月]	340	340	340	360
就労継続支援B型	利用者数 [人/月]	203	209	215	221
	量の見込 [人日/月]	3,327	3,407	3,505	3,602

⑥療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。

近年の利用状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■1か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
療養介護	利用者数 [人/月]	13	12	12	13

⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

福祉施設からの一般就労者数の7割（国の指針に基づく成果目標）がサービス利用すると想定し、見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	7	9	11	14

⑧自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適宜適切な支援を行います。

成果目標の施設入所者の地域移行者数の半数がサービス利用すると想定し、見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	1	1	1

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	57	58	59	60

② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

成果目標との整合を図りつつ、サービス見込量を算出しています。

今後、障害のある人の増加等を勘案すると、施設入所者は増加することが予想されますが、地域移行を促進することで、施設入所者数を減らすよう努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	86	86	86	85

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する全ての障害のある人に対し、支給決定時において、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

近年の利用者の増加傾向、入所施設等から地域へ移行する人数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	100	100	102	104

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

成果目標との整合を図り、施設等から地域移行する人のうち半数が利用するものと仮定して、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	1	1	1	1

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他の便宜を提供します。

近年の利用状況、入所施設等から地域へ移行する人数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	5	6	6	6

2 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

障害のある児童の通所利用の支援をはじめ、地域の障害のある児童やその家族を対象とした支援などを行います。

令和元年度実績と令和2年度実績見込を比較すると、一人あたりの平均利用日数は減少しているものの利用者数は増加していることから、今後は緩やかに増加するものとしてサービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	110	119	126	132
	量の見込 [人日/月]	898	952	1,008	1,056

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

令和元年度実績と令和2年度実績見込を比較すると、利用者数および利用量ともに減少していますが、今後は緩やかに増加するものとしてサービス見込み量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
放課後等デイサービス	利用者数 [人/月]	198	208	215	219
	量の見込 [人日/月]	1,603	1,768	1,827	1,861

③保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校等に事業所の支援員が訪問し、障害のない児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。

実施する事業所数や近年の利用状況から緩やかに増加するものとして、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
保育所等訪問支援	利用者数 [人/月]	3	3	5	8
	量の見込 [人日/月]	3	3	5	8

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

未就学の重症心身障害児数やサービスの利用状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
	量の見込 [人日/月]	0	0	0	0

※なお、現計画期間中において事業所の開設は見込まれないため利用量は0としています。

(2) 障害児相談支援

障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する全ての障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数を求め、サービス見込量を算出しています。

■1か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	81	83	85	88

(3) 発達障害児者及び家族等の支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害児者及びその家族等に対する支援を行います。

近年の利用実績から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■発達障害児者及び家族等支援事業の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	利用者数 [人/年]	20	20	20	20

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 相談支援事業

障害のある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

《障害者相談支援事業》

市役所、市内及び障害者総合相談窓口（きいてネット）を構成する各相談支援センターにおいて、障害のある人や家族を対象とする相談事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的にサポートします。

《基幹相談支援センター》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置された基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申立てを行う制度です。

近年の成年後見制度の利用者数をもとにサービス見込量を算出しています。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 [人/年]	1	2	4	5

③意思疎通支援事業

聴覚障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援する制度です。日常生活上必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から必要な外出の際に利用することができます。

今後の通院利用の増加や「三田市みんなの手話言語条例」の施行に伴う社会参加意向の拡大などを加味し、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用件数 [件/年]	346	357	368	380
手話通訳者設置事業	設置者数 [人]	3	3	3	3

④日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付する制度です。障害の程度、部位等により、給付が受けられる用具等があります。

近年の利用実績から1年あたりの利用者数の増減数を求め、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	[件/年]	6	6	6	6
自立生活支援用具		18	18	18	18
在宅療養等支援用具		13	13	13	13
情報・意思疎通支援用具		20	20	20	20
排せつ管理支援用具		1,741	1,759	1,777	1,795
居宅生活動作補助用具		2	2	2	2

⑤手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により養成するものです。

講座受講者の定員数をもとにサービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 [人/年]	8	25	25	25

⑥移動支援事業

単独での外出が困難な障害のある人の外出介助のためにヘルパーを派遣する事業です。同行援護、行動援護の該当者は、原則として同行援護、行動援護の個別給付事業を優先して適用します。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求め、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用者数 [人/月]	108	152	152	152
	延べ利用時間数 [時間/年]	13,607	13,680	13,680	13,680

⑦地域活動支援センター

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

近年の実施状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支援センター	設置箇所数 [か所]	2	2	2	2
	実利用者数 [人/月]	16	16	16	16

(2) その他事業

①訪問入浴サービス事業

通所や在宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、簡易浴槽を対象者の自宅に運搬、設置し入浴サービスを提供する事業です。

近年の実施状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問入浴サービス事業	利用者数 [人/月]	1	1	1	1
	延べ利用回数 [回/年]	102	102	102	102

②日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援や、障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。

令和元年度実績と令和2年度実績見込を比較すると、利用者数および利用量ともに減少していますが、新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、今後は緩やかに増加するものとしてサービス見込み量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	利用者数 [人/月]	39	42	45	48
	延べ利用回数 [回/年]	4,467	4,512	4,557	4,602

③更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、社会復帰の促進を図ることを目的とし、訓練のための経費の一部を支給する事業です。

平成29年度から令和元年度にかけての利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
更生訓練費給付事業	利用者数 [人/月]	31	34	35	36

④社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を促進するため、声の広報等発行、手話通訳者・要約筆記者養成講座、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業など、様々な事業に取り組んでいます。

⑤福祉ホーム事業

家庭環境・住宅事情により居宅での生活が困難な障害のある人に対し、低額な料金で居室などを提供する事業者に対し、その運営を補助する事業です。

第4章 計画の推進に向けて

1 障害福祉サービス等の円滑な提供

(1) 制度の周知

国では、地域における共生社会の実現に向け、様々な障害者福祉制度の改革が進められており、利用者が適切なサービスを利用していく上で、制度への理解を深めていくことが不可欠です。

制度の実施にあたっては、広報やホームページなどの活用はもとより、窓口や訪問、出前講座などの機会をとらえて制度の周知、啓発を図ります。また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

(2) 総合的な相談支援体制の整備

障害のある人が地域社会で、安心して暮らしていくことができるよう、総合相談窓口を設置し、地域に暮らす障害のある人や介護者、家族等からの様々な相談に対応しています。また、基幹相談支援センターをはじめ、相談支援機関・事業者の役割分担のもとに、様々な相談に対してきめ細かく対応できる相談支援体制の充実に引き続き努めます。

(3) 障害福祉サービス等見込量確保の方策

障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業の見込量を確保するため、受け皿となる事業所の参入を促進します。

具体的には、障害福祉サービス事業者等への情報提供、介護保険事業者への働きかけ、国の補助事業を活用した基盤整備などにより、既存事業所の規模の拡大、新規事業者の参入を図ります。

また、サービス量だけでなく、サービスの質の向上も求められることから、研修情報等の提供、兵庫県と連携した事業所への指導、監査の実施、地域自立支援協議会等を活用した各事業所に共通する課題への対応など、関係機関とも連携を図りながら、良質なサービス提供体制の確保に努めます。

なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成30年度の児童福祉法の一部改正にあわせて実施される総量規制の内容を踏まえ、質の高い事業所の確保に努めます。

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、障害者団体をはじめとする各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「三田市地域自立支援協議会」や、「三田市障害福祉審議会」へ必要に応じて報告します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

(2) 計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障害者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、本市各分野間における連携・調整の強化を図り、障害者福祉施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

また、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

あわせて、障害者福祉施策の円滑な推進に向け、国、兵庫県、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。そして、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

(3) 感染症対策の推進

令和2年1月に国内最初の新型コロナウイルス感染症例が報告され、その後、感染者数が急増したことを受け、政府は令和2年4月7日、7都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、令和2年4月16日には全国を対象を拡大しました。その後、一時は感染者数が減少し終息に向かいつつありましたが、再度の感染者数の急増を受け、令和3年1月13日に再度「緊急事態宣言」が発令され、感染拡大防止に向けた取り組みを強化してきたところです。

こうした中、市では障害福祉分野における新型コロナウイルス感染症対策として、障害のある方や市内の障害福祉サービス事業所等に対する支援策のほか、感染症対策への情報提供、マスク・消毒液等の物品提供等を行ってきました。

今後も新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症への予防対策を推進するとともに、新しい生活様式に対応した支援体制の構築に向け、国・兵庫県・関係機関等との連携を強化し、事業所等やサービス利用者の安全・安心の確保に取り組めます。

第 6 期三田市障害福祉計画
第 2 期三田市障害児福祉計画

令和 3 年 月

〒669-1595 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

電話番号 079-559-5075 FAX 番号 079-562-1294

福祉共生部 共生社会推進室 障害福祉課